

第7章 非行等問題行動

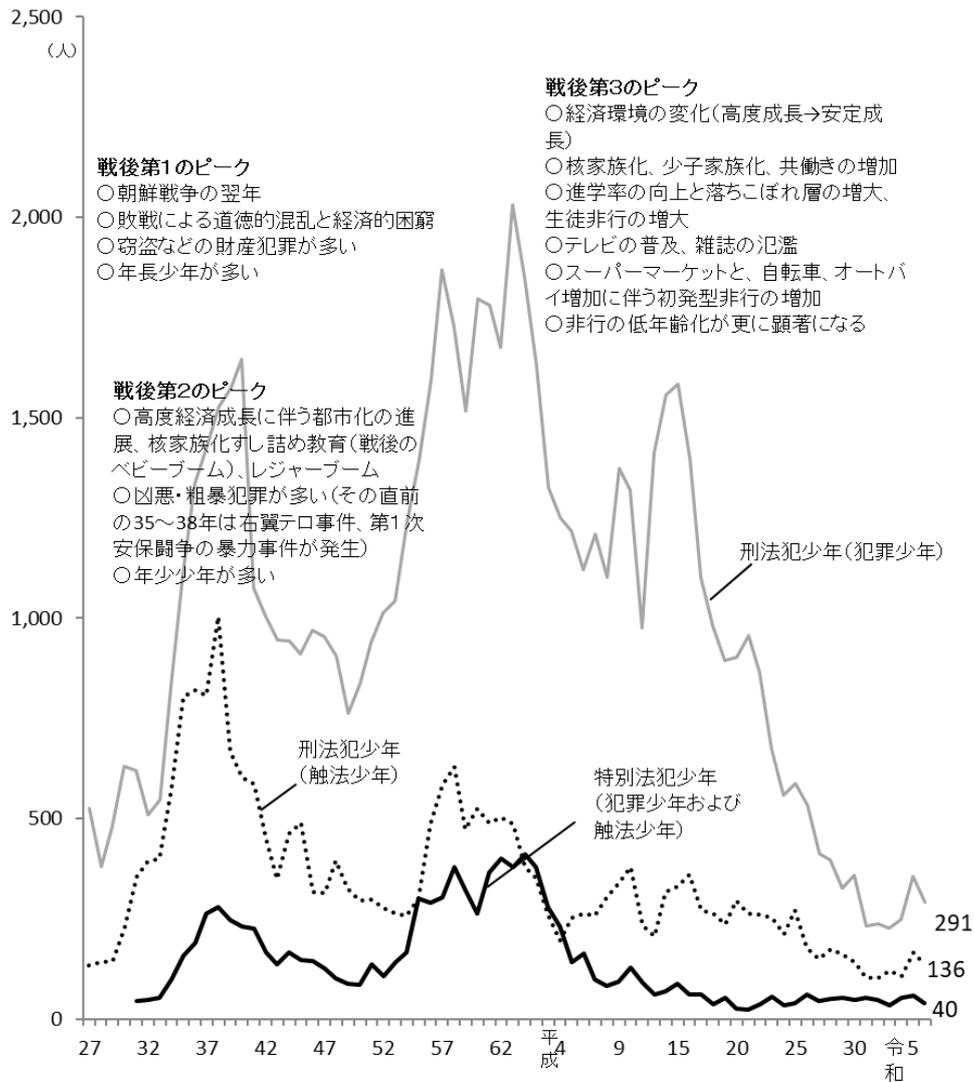
第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

非行少年等の検挙・補導人員については、戦後間もない昭和26年頃に第1のピーク、高度経済成長に伴う昭和38年頃に第2のピーク、そして安定成長期と言われる昭和58年頃に第3のピークがありました。

過去10年間、県内では増減を繰り返しながら減少傾向が見られましたが、令和6年中に検挙された犯罪少年は291人で前年より66人減少、触法少年は136人で前年より30人減少、大麻取締法違反などの特別法犯少年は40人で前年より17人減少しました。また、ぐ犯少年は1人で前年と同数、不良行為少年は1,956人で前年より266人減少しました。

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



(備考) 刑法犯少年(犯罪少年)の昭和40年以前は、業務上過失犯(主に交通事故によるもの)を含む。

特別法犯少年は、交通法犯を除く。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

用語の概念

犯罪少年とは………14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者(交通関係を除く。)

触法少年とは………14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者(交通関係を除く。)

ぐ犯少年とは………20歳未満の少年(少年法改正により、令和4年4月1日以降は18歳未満の少年)で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年とは………20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者

刑法犯少年とは………刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)

凶悪犯………殺人、強盗、強制性交等、放火をいう。

粗暴犯………傷害、暴行、恐喝、脅迫等をいう。

知能犯………詐欺、横領、偽造をいう。

風俗犯………と博、わいせつをいう。

特別法犯少年とは………特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年(交通関係を除く。)

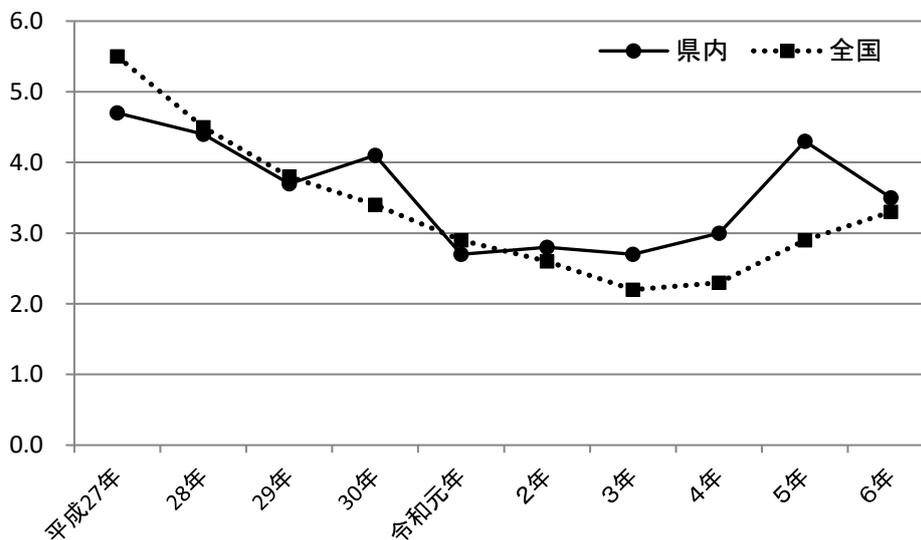
非行少年等とは………刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。

少年人口………令和6年10月1日を基準にした推計人口

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移しています。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



単位 (%)

年次別	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
県内	4.7	4.4	3.7	4.1	2.7	2.8	2.7	3.0	4.3	3.5
全国	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2	2.3	2.9	3.3

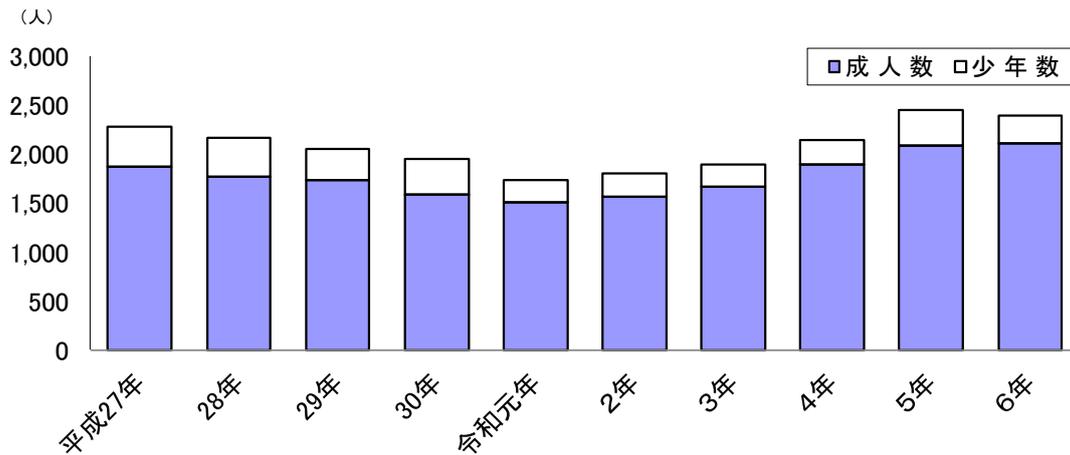
(資料)滋賀県警察本部少年課

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

令和6年中の成人を含む刑法犯の検挙人員(触法少年を含まない。)は2,397人で、このうち犯罪少年は、291人と全体の12.1%を占め、前年と比較して2.5ポイント減少しました。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況



年次	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	
全刑法犯数	2,286	2,172	2,060	1,953	1,736	1,807	1,893	2,146	2,447	2,397	
成人数	1,874	1,776	1,734	1,594	1,504	1,571	1,666	1,897	2,090	2,106	
少年数	412	396	326	359	232	236	227	249	357	291	
少年の占める率	本県	18.0	18.2	15.8	18.4	13.4	13.1	12.0	11.6	14.6	12.1
	全国	16.3	13.9	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5	8.8	10.3	11.3

(備考)触法少年を含まない。

(資料)滋賀県警察本部少年課

2. 包括罪種別刑法犯少年

令和6年中に検挙・補導した刑法犯少年427人(触法少年を含む)について包括罪種別にみると、万引き・自転車盗を中心とする窃盗犯が201人で全体の47.1%を占め、次いで暴行・傷害等の粗暴犯が120人で全体の28.1%を占めました。

第7-2-2表 包括罪種別刑法犯少年の状況(令和6年)

区分	単位(人)							合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	
凶悪犯		1	2	3		4		10
粗暴犯		14	50	27	1	21	7	120
窃盗犯		27	72	61	8	22	11	201
知能犯			1	8		3	2	14
風俗犯			2	10	2	3		17
その他		8	20	19	4	8	6	65
合計		50	147	128	15	61	26	427

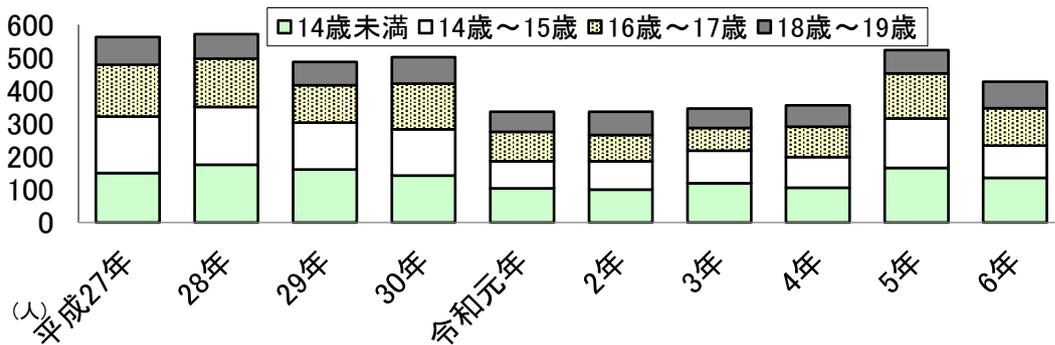
(資料)滋賀県警察本部少年課

3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年の検挙・補導について、過去10年間における年齢層別の推移では、いずれの年代も平成28年をピークに以降はおおむね減少傾向にあった中、令和5年は増加したものの、令和6年は再び減少しました。

令和6年中における刑法犯少年の検挙・補導は、427人で、前年より96人減少しており、年齢別にみると、14歳未満が136人と最多となっています。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢層別推移



区分	年次	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
14歳未満		150	175	161	142	104	100	119	106	166	136
14歳～15歳		171	175	142	141	82	86	99	92	150	97
16歳～17歳		157	147	113	138	89	79	69	92	136	114
18歳～19歳		84	74	71	80	61	71	59	65	71	80
合計		562	571	487	501	336	336	346	355	523	427

(資料)滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

刑法犯少年の推移を学職別にみると、小学生以外の全ての学職で10年前と比較すると減少しています。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

区分	年次別	単位(人)									
		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
学生生徒児童	小学生	49	65	66	54	39	36	44	43	49	50
	中学生	226	247	208	190	127	120	152	135	230	147
	高校生	153	134	117	141	90	89	72	93	143	128
	その他	19	15	16	13	13	21	7	20	23	15
	合計	447	461	407	398	269	266	275	291	445	340
有職少年		64	65	54	70	48	46	48	38	53	61
無職少年		51	45	26	33	19	24	23	26	25	26
合計		562	571	487	501	336	336	346	355	523	427

(資料)滋賀県警察本部少年課

5. 男女別刑法犯少年

令和6年中の刑法犯少年427人について、男女別では、男子352人(82.4%)、女子75人(17.6%)で、女子の占める割合が減少しました。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

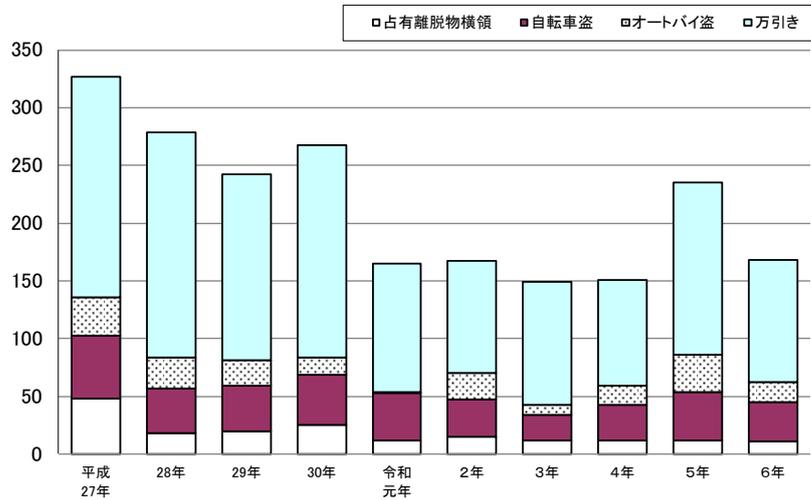
区分		単位(人)									
		年次別 平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
合	計	562	571	487	501	336	336	346	355	523	427
男	子	471	475	424	421	287	269	277	280	420	352
女	子	91	96	63	80	49	67	69	75	103	75
女子の占める割合		16.2	16.8	12.9	16.0	14.6	19.9	19.9	21.1	19.7	17.6

(資料)滋賀県警察本部少年課

6. 初発型非行の現状

万引き、オートバイ盗、自転車盗などのいわゆる初発型非行は、減少傾向がみられていましたが、令和5年に増加に転じた後の令和6年は減少しました。令和6年の刑法犯少年427人中、初発型非行で検挙・補導された少年は168人で、刑法犯少年に占める初発型非行の割合は、刑法犯少年全体の39.3%となりました。

第7-2-6図 初発型非行少年の推移



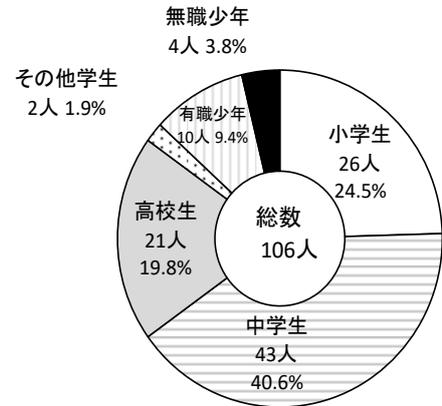
区分	年次	平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
万	引	191	195	161	184	111	97	106	92	149	106
オ	ー	33	27	22	15	1	23	9	16	32	17
ト	バ	55	39	39	44	41	32	22	31	42	34
自	転	48	18	20	25	12	15	12	12	12	11
占	有										
離	脱										
物	横										
領	額										
計		327	279	242	268	165	167	149	151	235	168

(資料)滋賀県警察本部少年課

7. 万引きによる検挙・補導

初発型非行の中で最も多い万引きを学職別にみると、中学生が43人で全体の40.6%を占め、次いで小学生が26人で24.5%、高校生が21人で19.8%を占めました。

第 7-2-7 図 万引き少年の学職別状(令和6年)



(資料)滋賀県警察本部少年課

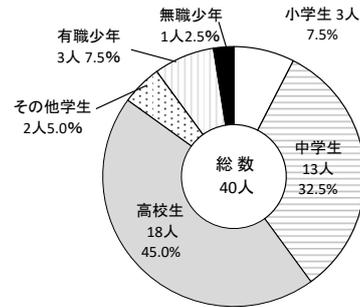
第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

令和6年中に検挙・補導した特別法犯少年40人を学職別にみると、高校生が18人で全体の45%を占め、次いで、中学生が13人で32.5%を占めています。

また、法令別にみると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反による検挙・補導が13人で最も多くなりました。

第 7-3-1 図 学職別特別法犯少年の割合(令和6年)



(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の検挙・補導状況

法令	年次別	単位(人)				
		令和2年	3年	4年	5年	6年
軽 犯 罪 法		7 (1)	7 (1)	9 (1)	17 (3)	11
迷 惑 防 止 条 例		13	5	21	8	4
青 少 年 健 全 育 成 条 例		3		1	1	
児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法		3 (2)	6	6 (1)	10 (3)	13 (1)
銃 刀 法		3 (1)	1	5 (1)	2	2 (1)
覚 醒 剤 取 締 法		1		1 (1)	1	
大 麻 取 締 法		10 (2)	6 (3)	3 (1)	7	3 (1)
鉄 道 営 業 法		3 (1)	2	1	3	
そ の 他		5 (1)	6 (2)	7 (1)	8 (1)	7 (2)
合 計		48 (8)	33 (6)	54 (6)	57 (7)	40 (5)

(備考)交通関係法令を除く。()は女子で内数。

(資料)滋賀県警察本部少年課

2. 大麻乱用による検挙・補導の推移

大麻乱用で検挙・補導された少年は、下表のとおりで、令和6年中は3人と、前年に比べて4人減少しました。

第7-3-3表 大麻乱用で検挙・補導された少年の推移

年次別 学職別		単位（人）									
		平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
総 数			3		3 (1)	5	10 (2)	6 (3)	3 (1)	7	3 (1)
学 生 ・ 生 徒	中 学 生										
	高 校 生				1		2 (1)		1	1	
	そ の 他					1		1 (1)			
	小 計				1	1	2 (1)	1 (1)	1	1	
有職少年			3		1	4	6 (1)	3	2 (1)	6	2 (1)
無職少年					1 (1)		2	2 (2)			1

※（ ）内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

3. 覚醒剤乱用による検挙・補導の推移

覚醒剤乱用で検挙・補導された少年は、下表のとおりで、令和6年中は0人でした

第7-3-4表 覚醒剤乱用で検挙・補導された少年の推移

年次別 学職別		単位（人）									
		平成 27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	6年
総 数		1	1 (1)	1 (1)		1 (1)	1		1 (1)	1	
学 生 ・ 生 徒	中 学 生										
	高 校 生										
	そ の 他										
	小 計										
有職少年		1				1 (1)	1		1 (1)	1	
無職少年			1 (1)	1 (1)							

※（ ）内は内数で女子。

(資料)滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

令和6年中に補導した不良行為少年は1,956人で、前年より266人減少しました。その内容をみると、深夜はいかいが810人(41.4%)、次いで喫煙が690人(35.3%)で、合わせて全体の76.7%を占めています。

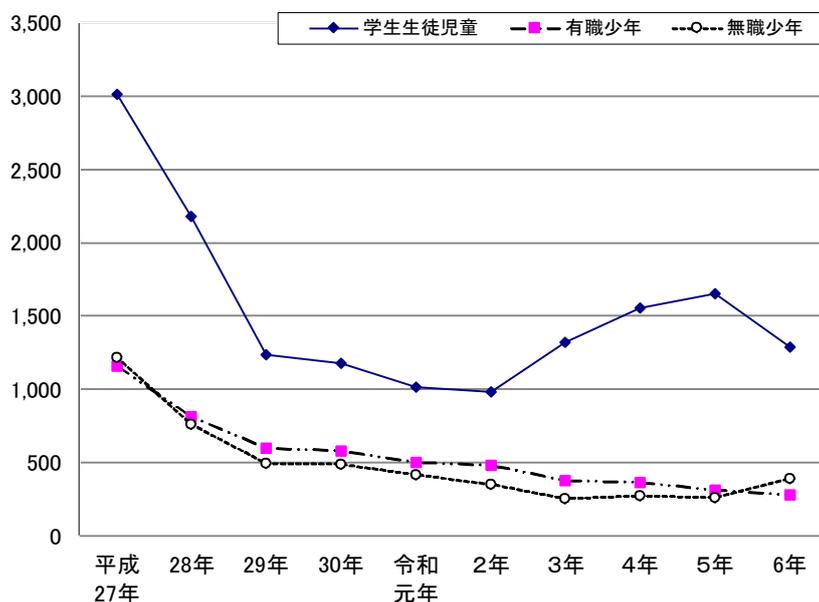
学職別では、中学生が624人(31.9%)と最も多く、全体に占める学生生徒児童は1,290人となり、全体の割合は66.0%となっています。

第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況の推移

		単位(人)				
行為別	年次	令和2年	3年	4年	5年	6年
喫煙		678	581	721	701	690
深夜はいかい		769	796	759	891	810
粗暴行為		72	103	145	110	88
暴走行為		5	11	10	1	10
怠学		57	152	294	257	100
飲酒		73	104	103	115	114
家出		56	110	69	66	49
不健全娯楽		28	16	8	12	16
無断外泊		11	17	3	11	11
その他		56	60	80	58	68
合計		1,805	1,950	2,192	2,222	1,956

(資料)滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の学職別の推移



学職別	年次別	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
	小学生	56	45	33	34	29	43	57	94	55	50
中学生	1,631	991	459	498	362	383	703	851	938	624	
高校生	1,253	1,065	703	598	572	525	508	514	611	539	
その他学生	75	77	39	46	50	28	51	94	49	77	
学生生徒児童	3,015	2,178	1,234	1,176	1,013	979	1,319	1,553	1,653	1,290	
有職少年	1,157	810	597	581	497	478	376	364	312	276	
無職少年	1,213	763	494	488	416	348	255	275	257	390	
合計	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	2,192	2,222	1,956	

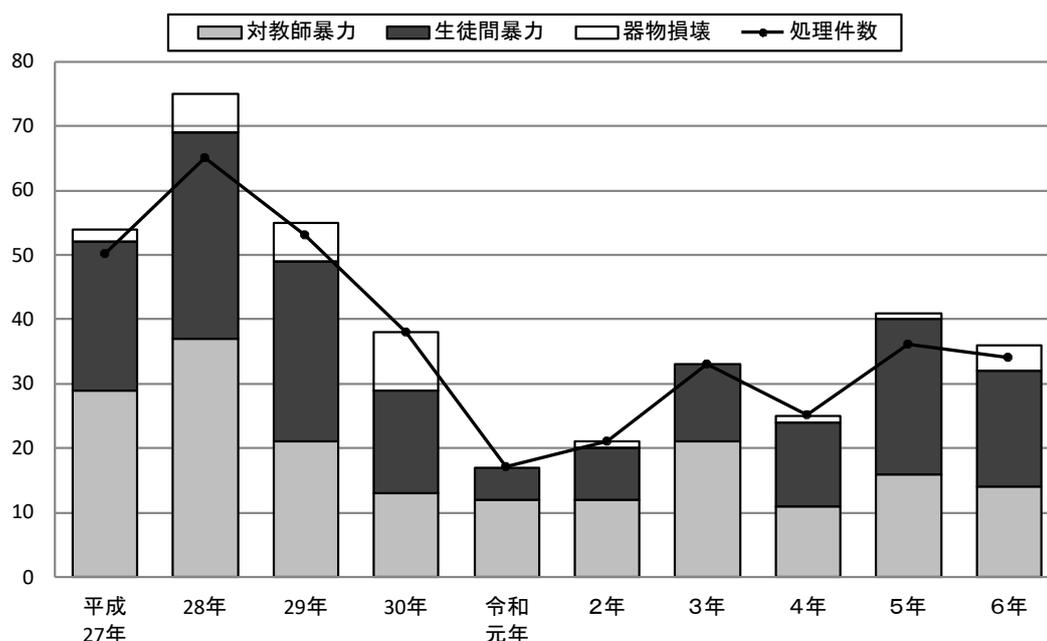
(備考)無職少年には未就学児を含む。

(資料)滋賀県警察本部少年課

第5節 校内暴力

令和6年中に校内暴力によって検挙・補導された学生生徒は36人で、前年より5人減少しました。また、教師に対する暴力については、14人で前年より2人減少しました。

第7-5-1図 校内暴力の検挙・補導人員



区分		年次別	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年
検挙・補導人員	小学生		3	2	6	2				5	5	5
		対教師暴力		2		1				2	2	2
		生徒間暴力	3		6	1				3	2	2
		器物損壊									1	1
	中学生		43	67	46	31	15	17	30	17	35	25
		対教師暴力	29	34	21	12	12	12	20	9	13	12
		生徒間暴力	12	27	19	10	3	4	10	7	22	10
		器物損壊	2	6	6	9		1		1		3
	高校生		8	6	3	5	2	4	3	3	1	6
		対教師暴力		1					1		1	
		生徒間暴力	8	5	3	5	2	4	2	3		6
		器物損壊										
処 理 件 数			50 (29)	65 (34)	53 (24)	38 (13)	17 (12)	21 (12)	33 (21)	25 (11)	36 (16)	34 (14)

(備考) ()内は対教師暴力事件で内数

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第6節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化などの様々な要因が相まって、グループとしての組織的な結束や人間関係が希薄となり、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、より個人的、刹那的な動機で集まる少数台でのゲリラ的な小集団暴走に変化しています。

その一方で、「旧車會(暴走族風に改造した旧型バイクを集団で運転するグループ)」と称する暴走族OB等を中心とした集団が、休日に他府県の旧車會員とともに、大規模な集団走行を年に数回行っています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最多に、減少傾向をたどっています。令和6年末現在では、暴走族として1グループ、人員は2人を確認しており、その他グループには加入しないものの暴走行為を行う者(おそれのある者を含む)、関連がある旧車會を加えると人員は391人となっています。

第7-6-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別 \ 区分	暴走族容疑者
平成27年	236人
平成28年	248人
平成29年	271人
平成30年	320人
令和元年	347人
令和2年	329人
令和3年	324人
令和4年	315人
令和5年	367人
令和6年	391人

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齢別、学職別構成

把握した391人のうち、少年は21.7%を占めています。

20歳未満の年齢別では、18歳が27.0%と多く、次いで17歳の24.7%となっています。

また、学職別では、その他(不明を含む)が41.1%と最も多くなっています。(小数第2以下は切り捨て)

第7-6-2表 暴走族の年齢別構成

単位(人)

年次	年齢別						20歳以上	合計
	20歳未満	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳		
平成27年	156	4	19	54	52	27	80	236
28年	152	4	21	30	53	44	96	248
29年	158	4	16	52	33	53	113	271
30年	172	5	18	54	55	40	148	320
令和元年	176	4	14	43	55	60	171	347
2年	130	0	9	21	38	62	199	329
3年	97	0	0	21	34	42	227	324
4年	75	4	3	13	17	38	240	315
5年	76	4	6	24	16	26	291	367
6年	85	9	13	21	23	19	306	391

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

第7-6-3表 暴走族の学職別構成

単位(人)

年次	学職別						店員	自動車関係工員	その他(不明含む)	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他				
平成27年	40	65	15	22	19	3	5	4	85	236
28年	46	69	9	20	17	3	11	5	88	248
29年	47	65	5	16	13	3	5	2	131	271
30年	48	74	24	11	10	1	2	2	159	320
令和元年	50	90	33	14	11	3	8	5	147	347
2年	31	79	29	16	14	2	32	2	140	329
3年	41	75	30	14	12	2	33	3	128	324
4年	34	84	29	6	5	1	22	3	137	315
5年	44	88	36	17	14	3	27	3	152	367
6年	52	83	37	26	19	7	30	2	161	391

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

前年と比較すると、暴走回数は微増しましたが、参加人員・参加台数は減少しています。

暴走の形態としては、車両多数・大人数による大規模暴走はなく、原付バイク及び普通二輪車少数台による散発的なゲリラ暴走が主流です。

第7-6-4表 暴走事案の発生状況

区分 年次	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）	
			二輪（台）	四輪（台）
平成27年	86	383	285	0
28年	73	323	232	0
29年	36	193	133	0
30年	39	225	157	0
令和元年	26	581	423	2
2年	43	1,007	679	3
3年	38	848	569	35
4年	25	460	388	43
5年	31	233	180	11
6年	37	161	142	6

（資料）滋賀県警察本部交通指導課

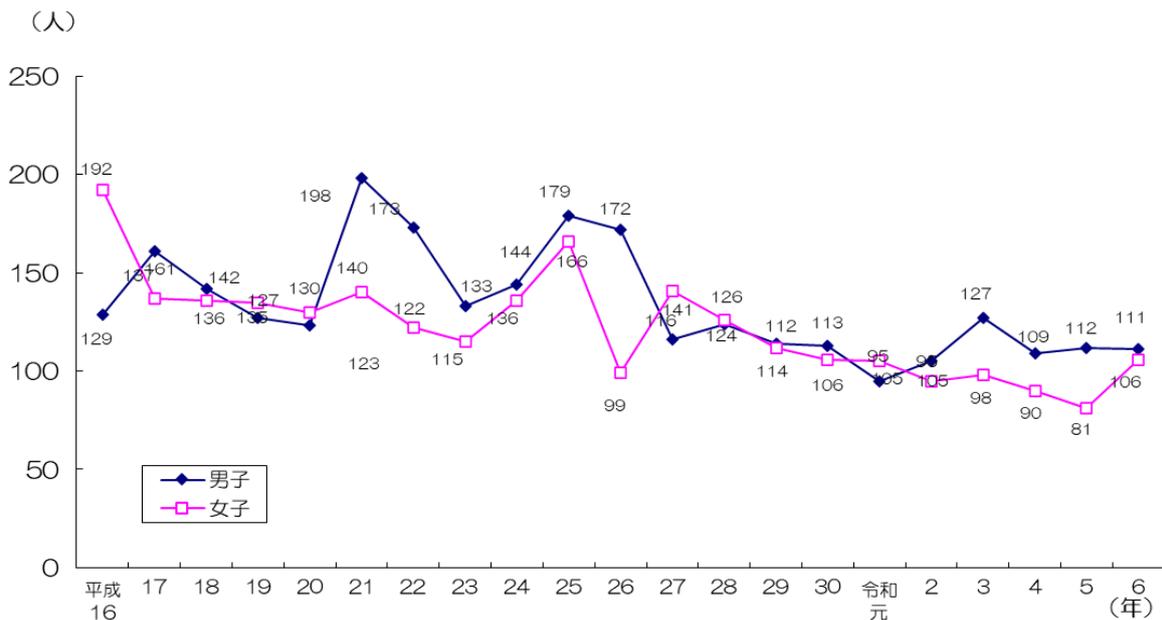
第7節 家出少年

令和6年中に警察へ行方不明者として届出のあった家出少年は217人で、前年比24件の増加でした。これを男女別にみると、男子は111人と前年比1人の減少、女子は106人と前年比25人の増加となりました。

家出少年を学職別にみると、中校生が94人と最も多く、全体の43.3%を占め、次いで高校生が65人となっています。

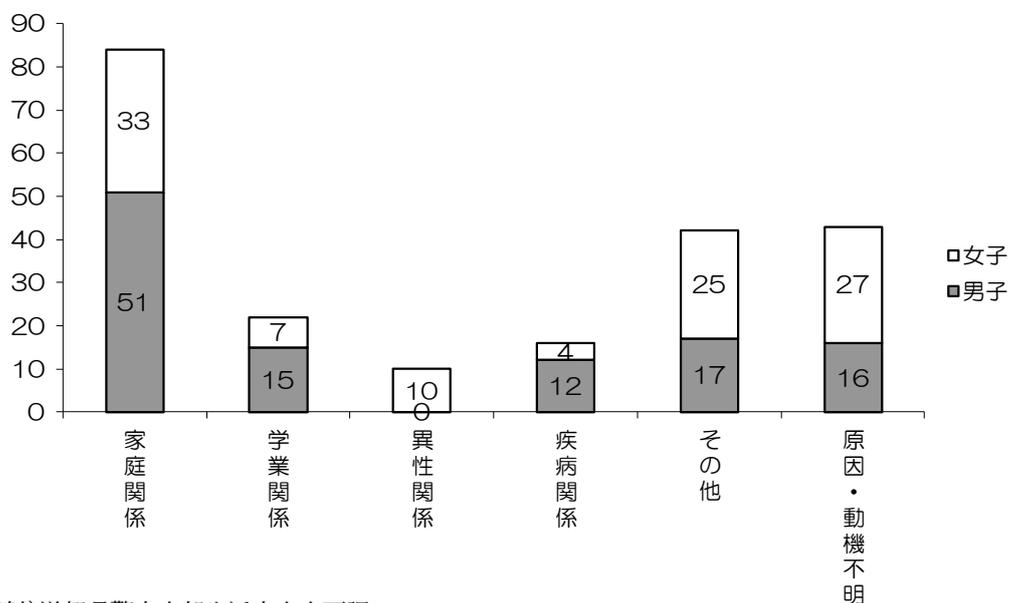
家出の原因・動機は「家庭関係」が84人と最も多く、次いで「原因・動機不明」が43人となっています。

第7-7-1図 家出少年の年次推移



(資料)滋賀県警察本部生活安全企画課

第7-7-2図 家出少年の原因・動機別状況(令和6年中)



(資料)滋賀県警察本部生活安全企画課

第8節 いじめ

令和6年度いじめを認知した学校数は389校(95.3%)、総認知件数は13,540件(前年度11,954件)であり過去最多。小学校は9,998件(前年度8,898件)であり過去最多。中学校は3,315件(前年度2,803件)であり過去最多。高等学校は202件(前年度222件)と減少、特別支援学校は25件(前年度31件)であり減少となりました。全国的には全校種でいじめの認知件数は増加し、本県においては小学校と中学校で増加しました。認知件数の増加は、各校がいじめの早期発見に努め、積極的に認知を行い対応していることが主な要因と考えられます。今後も、未然防止、早期発見、対応を行い、いじめで苦しむ子どもを少しでも救えるように取組を進めていきます。

第7-8-1表 小学校におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	児童1,000人あたり認知件数
令和2年度	217	6,170	97.7	75.8	16,971	420,897	86.4	66.5
令和3年度	217	7,464	97.7	92.6	17,163	500,562	88.1	79.9
令和4年度	219	8,911	99.1	111.8	17,420	551,944	90.1	89.1
令和5年度	218	8,898	98.6	113.5	17,476	588,930	91.1	96.5
令和6年度	218	9,998	98.6	130.3	17,347	610,612	91.0	101.9

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-2表 中学校におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
令和2年度	101	1,892	95.3	46.3	8,485	80,877	82.2	24.9
令和3年度	103	2,134	97.2	51.6	8,557	97,937	83.2	30.0
令和4年度	102	2,600	96.2	63.2	8,723	111,404	85.1	34.3
令和5年度	104	2,803	98.1	68.2	8,821	122,703	86.4	38.1
令和6年度	105	3,315	100.0	81.5	8,816	135,865	86.6	42.6

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課

第7-8-3表 高等学校におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合(%)	生徒1,000人あたり認知件数
令和2年度	51	189	78.5	5.0	3,080	13,126	54.5	4.0
令和3年度	52	218	80.0	5.9	2,995	14,157	53.1	4.4
令和4年度	49	205	75.4	5.6	3,207	15,568	57.2	4.9
令和5年度	55	222	84.6	6.2	3,411	17,611	61.1	5.5
令和6年度	57	202	86.4	5.6	3,499	18,891	62.8	5.9

(資料)滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課